

第3回 門真市生活保護行政対策本部会議

開催日時 平成24年2月23日(木) 午後2時

開催場所 別館3階 第3会議室

出席委員 副本部長 北村副市長
委員 小西副市長
委員 稲毛総合政策部長
委員 森本総務部長
委員 市原市民部長
委員 高尾健康福祉部長
委員 政環境事業部長
委員 市岡都市建設部長
委員 松下会計管理者
委員 川本学校教育部長
委員 柴田生涯学習部長

事務局 大西健康福祉部管理監
清石健康福祉部次長(福祉事務所長)
中道健康福祉部総括参事兼課長
狩俣参事
吉井課長補佐
西口課長補佐
北倉課長補佐
中本課長補佐
西本課長補佐
見通査察指導員

議題 各改善項目の検討実施状況について
(1) 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策関係
(2) 自立支援プログラム策定推進及びボーダーライン層対策関係
(3) 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策関係
(4) 医療及び介護扶助適正化対策関係
(5) 債権管理及び滞納整理対策関係

議事要旨

○北村副本部長よりあいさつ

- ・ 平成 20 年以降の急激な景気の後退後、経済・雇用状況は依然低迷しており、生活保護受給者は、全国で昨年末 3 月には 200 万人に達し、10 月末には 207 万人と過去最高を更新し、景気動向が不安定な現状を鑑みると、今後もさらに増加が見込まれる。
- ・ 本市においても、昨年度ほどの伸び率ではないが受給者は微増している。
- ・ 厚生労働省においても、医療扶助の削減や自立・就労支援の強化を中心とした抜本的な改革として、「生活保護制度に関する国と地方の協議」を推し進めている途中であり、昨年 12 月には、その協議の「中間とりまとめ」の中で何点かの改善等が発表された。
- ・ 本市も保護受給者の急増に対処するために、門真市生活保護行政対策本部において、不正受給や不当要求への対策、自立支援の促進、医療扶助費の適正化など、様々な課題に対し、全庁的な取り組みを進めている。
- ・ 昨年 8 月の第 2 回の本部会議以降、各作業部会において改善項目の検討を重ね、その進捗状況などの報告を 1 月 30 日の改革戦略部会で受けた。
- ・ 今回の本部会議において、その報告に基づき、改革戦略部会で提案された施策を検討頂き、今後、所管においてスピード感をもって各施策を実行に移し、生活保護行政に対する市民の信頼確保に向け取り組み、更なる生活保護行政の適正化を進めていきたい。

○本会議の公開・非公開について確認

- ・ 会議は非公開とし、内容等については個人情報等を勘案した上でその概要を広報紙やホームページで公開する
- ・ 会議録はホームページで公開する

○各改善項目の検討実施状況について

【生活保護の状況の推移について】

- ・ 急激な景気の後退が続いており、門真市の保護受給者数・世帯数・保護率とも伸び続けている。
- ・ ただし、伸び率は年々減少方向になってきているが、依然危機的状況には変わりないと認識している。

1. 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス関係

(1) 門真市健康福祉部保護課「不当要求防止マニュアル」について

【改善項目3】

- ・ 「不当要求防止マニュアル」は、職員の安全確保と公正かつ適切な業務執行体制確立のために作成した。
- ・ 内容には、「不当要求行為等に対する基本的な心構え」や「基本的な対応要領」、本市のケースを含めた不当要求等の事例をとりあげ、具体的な対応方法を載せている。
- ・ 今後は、課内研修等を通じ「不当要求行為等には絶対に屈しない」という信念のもと、常に組織的な対応に努めていく。

(2) 「暴力団員該当照会」実施について

- ・ 受付面接相談時に要保護者の「生活歴」の聞き取り、「言動」、「風貌」等のチェックをし、暴力団員該当照会を実施するか否かを判断している。
- ・ 従来、保護開始時にのみ照会を実施していたが、暴力団排除の動きが加速する中、平成23年12月初旬に暴力団員該当照会を実施。
- ・ 当初の暴力団員該当調査では、門真警察署より「暴力団員として把握していない」という結果で保護を開始したが、対象者41名の中、2名が現役暴力団員に戻っていることが判明した。
- ・ 2名の処遇は、組織的な対応及び門真警察署との連携により、混乱もなく保護の廃止ができ、不正受給の生活保護費返還をさせることにしている。
- ・ 今後は不正受給防止のため、定期的かつ継続的に照会を実施し、不正受給の早期発見に努めていく。

(3) 不正受給防止のパンフレットについて 【改善項目1】

- ・ 「不正受給にならないために～生活保護不正受給防止のしおり～」を作成し、全保護受給世帯に発送し周知した。
- ・ 広報等により一般市民への啓発も図った。
- ・ これにより、様々な情報提供があり一定の効果が見られた。
- ・ さらに、大阪府内はもとより、他府県の市町村からも問合せが多数ある。

2. 自立支援プログラム策定推進及びボーダーライン層対策関係

(1) 「福祉から就労」支援事業の活用について

- ・ 平成17年度より実施されていた「生活保護受給者等就労支援事業」が、平成23年度より「福祉から就労」支援事業」と新たな支援事業として開始。
- ・ ハローワーク門真が管轄する4市（門真・守口・四條畷・大東）の内、門真市の支援対象枠（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅扶養

手当受給者)を、当市の働きかけにより当初示された数より 50 名広げた、160 名を獲得した。

- ・平成 24 年 1 月 27 日現在、支援対象者数は、昨年度 年間 5 件であった件数を 4 倍の 20 件まで繋いでおり、うち 13 件については就労決定。
- ・今後もハローワークと連携を密にし、保護受給者の就労自立に向けた支援を強化していく。

(2) 門真市生活保護就労支援促進チームを発足

- ・課内の体制について、平成 24 年 1 月 11 日に「門真市生活保護就労支援促進チーム設置要領」を施行し、今年度より新たに「門真市生活保護就労支援促進チーム」を設置。
- ・就労指導をよりの的確に行い、集中的かつ強力な就労支援による自立を促すことを目的とし、グループを超えた組織横断的な機能を持った本チームを設置。
- ・本体制のもと、市で実施している「就労支援促進事業」及び「就労意欲喚起事業」や国が実施する「福祉から就労」支援事業」との円滑な連携も含め就労支援強化に努める。

(3) 就労支援対象者仕分けプログラムについて

- ・「門真市生活保護就労支援促進チーム」を中心に、「就労支援対象者仕分けプログラム」を平成 24 年度より実施していく。
- ・プログラム内容として、稼働能力のある保護受給者に対し、仕事とは何か・就職活動をするにあたっての心構えを、「(仮称) 就労支援セミナー」を第一段階として一律実施し、受給期間の早い段階に保護受給者に対して、就労意識を付けさせる。
- ・市やハローワークへの就労支援事業について、稼働能力のある保護受給者を、特に年齢・受給歴・勤続勤務歴といった基準をもとに振り分け、更に「アセスメント」の実施を活用し、対象者を円滑かつ効果的に支援事業に繋ぐ等の仕組みづくりを整えた。
- ・今後、この就労支援促進チームを柱に「就労支援対象者仕分けプログラム」を実施し、各ケースワーカーへの就労支援・指導への助言や、ノウハウの蓄積等を行い、より円滑かつ強力な支援体制を整え、保護受給者の自立に向けて取り組む。

3. 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策関係

(1) 配置基準を地区別から世帯類型別へ

- ・新年度よりケースワーカーの配置基準を、地区別から世帯類型別へと変更予定。
- ・ケース処遇上のウェイト配分による「選択と集中」を行う。
- ・非常勤ケースワーカーには、「高齢者世帯」や「障害者世帯」などの処遇に特段の注意を要しない非稼働世帯を法定数を超えて担当させる。

- ・正職員ケースワーカーには、「その他世帯」や「母子世帯」などの稼働可能世帯を中心に担当させ、現在1人当たりの担当数を現在の約145ケースから、約80ケースに絞りたいと考えている。
- ・正職員の担当数を法定数の80件にすることにより、稼働能力を有しながら就労自立に繋がらない「その他世帯」や「母子世帯」などの稼働世帯に対し、集中的・重点的に、きめ細やかな支援を行うことが可能となり、保護受給者への自立支援の中でも最重要施策として位置付けている「就労自立支援」を効果的に実施できると考えている。

(2) 新年度の体制について（その他）

- ・審査・面接相談は、正職員の審査担当を1名増員の3名とし、面接相談の強化をはかる。
- ・「セーフティネット支援対策等事業補助金」（国負担10/10）を活用し、来年度より「居宅介護支援計画点検強化事業」のさらなる強化を図る。
- ・非常勤職員としてケアマネージャー有資格者を配置し、窓口でのケアプラン内容の点検や必要に応じて指導を医療介護担当が行うことにより、介護の過剰サービスの抑制に繋げる。

4. 医療及び介護扶助適正化対策関係

(1) 後発医薬品の優先的処方について 【改善項目 22】

- ・三師会（門真市医師会、歯科医師会、薬剤師会）の会長に、本市の生活保護の状況を説明し、医療扶助費の適正に向けた後発医薬品の優先的処方にご理解を頂いた。
- ・今後、対策本部に諮った後、給付グループの窓口において、医療券交付時に保護受給者を対象に啓発ちらしを配布。
- ・来年度は、カードタイプの「お願いカード」（カラー刷り）を全保護受給世帯に配布し、医療扶助費の適正化を図る。

(2) 保護受給者の一般健康診査の受診啓発について 【改善項目 20】

- ・保護受給者へ疾病に対する一般健診の受診を促すため、平成23年10月27日付けで、全被保護受給世帯へ受診啓発ちらしを郵送。
- ・受診を促すことにより、早期発見・早期治療に繋げ、疾病の重症化及び長期化を防ぐことが目的。
- ・ちらし送付の結果、送付以前は月平均9件だった受診件数が、送付後の3ヵ月の平均は41件と大きな伸びを示しており、送付による一定の効果が見られた。
- ・来年度も継続的に啓発に取り組む。
- ・さらなる効果を期待し、今後健診後の結果を踏まえ、日常生活の改善を促すため健康増進課主催「健康教室」等への参加を積極的に該当者へ促すことも視野に入れ取り組む。

5. 債権管理及び滞納整理対策関係

(1) 債権徴収事務の進行管理の強化 【改善項目 30】

- ・ 督促・催告、不納欠損等の納付及び事務処理状況の把握を効率的に行うため、紙ベースであった「債権管理台帳」を生活保護システムへの移行完了。
- ・ 今後は、滞納者の抽出、督促、催告等の進行管理の強化、効率的な債権回収及び債権滞納の抑制に努める。
- ・ 債権の進行管理の強化のため「門真市返還金及び徴収金規則」を平成 23 年 12 月 8 日に施行し、組織として統一的に事務処理を行うことができるよう管理体制を整えた。
- ・ 今後、「債権管理事務処理マニュアル」を作成し、課内職員の債権管理に対する知識の向上を図り、より統一的に債権の進行管理ができるよう努める。

(2) 不納欠損処理基準の明白化 【改善項目 26】

- ・ 不納欠損処理は、作業部会内での法令関係の調査・研究検討を行うとともに、徴収課（納税課・保険収納課）の実務手続き等を参考に進めてきた。
- ・ 国庫負担金は、返還金徴収金の調定額が差し引かれて交付されており、この調定額を下げるために不納欠損を行い、国庫負担金の追加交付を求めていくために行う。
- ・ 不納欠損予定額は現時点で、5年の時効が完成した 143 件・約 1 億円を見込んでいる。
- ・ 今年度中に内容をまとめ、不納欠損処理を実施する。

(3) 納入義務の啓発活動及び不正受給を防止するための広報活動について

【改善項目 31】

- ・ 生活保護返納金が発生した者に対し「生活保護返納金を正しく納めるためのしおり」を作成し配布を実施予定。
- ・ しおりの内容は「門真市生活保護費返還金及び徴収金規則」の流れに沿い、債務者に関係する部分を抜粋し説明している。
- ・ しおりの配布により、債務者の納入義務についての認識を深め、納入意欲の向上を図ることが目的。
- ・ しおり配布等による納入義務の啓発活動を通じ、滞納の抑制を図り、債権の回収に努める。

○質疑応答

1. 近隣住民等からの情報提供により活かされた実績等について

「不正受給防止のしおりを全戸配布」について、保護受給者からの不正受給に関する問い合わせがあったというご報告はよくわかった。その後の「近隣住民からも様々な情報提供があった」とあり、一定の効果が見られたというような表現がされている。情報提供を受け対応した結果、一定の効果が見られた例等をお聴きしたい。

(事務局回答)

- ・ 近隣からの情報提供により、通常の業務時間内では掴みきれない情報を得ている。
- ・ 例えば「夜中に母子家庭のところに前夫が帰ってきている」や「自動車に乗っている」等との情報が寄せられる等、地域の方から協力を得ている。
- ・ 寄せられた情報提供をもとに調査を行い、調査結果によっては、是正や廃止に結びつく等、一定の効果を得ている。

2. 「生活保護不当要求防止マニュアル」の全庁的な活用について

「生活保護不当要求防止マニュアル」を拝見すると、保護課単独で使うには惜しい。窓口での具体的な対応方法が記載されており、全庁的に使用できるのではないか。

人事課あたりでアレンジし、窓口業務担当部局や担当職員等に配布し、全庁的なマニュアルとして活用してはどうか。

(副本部長)

- ・ 中身を拝見すると、よくできているため、それぞれの部署で活用できるか検討頂き、活用できるのであれば、保護課と相談し活用頂きたい。

3. 守口市の生活保護受給率の現状について

本日（H24.2.23）付の新聞に、守口市の平成 24 年度予算の歳出では、生活保護費が 100 億円を超えたとの記事が掲載されていた。守口市の生活保護受給率もかなり高いのか。

(事務局回答)

- ・ 守口市の生活保護受給率については、去年 10 月の時点で 37%と、当市に次いで府内 2 番目高い。

4. 医療費の適正化強化について

医療及び介護扶助適正化対策関係の「レセプトチェックの強化により、頻回や重複受診をチェックし適正化を図る」という部分の「体制の強化」とあるが、実際の指導を職員が行うのかも含め、具体的な体制について教えて頂きたい。

(事務局回答)

- ・ 体制の強化については、今年度より電子レセプトが導入され、従来の紙レセプトから電子レセプトにより全管理が可能となった。
- ・ 電子レセプトを利用し、様々なデータの抽出が可能となり、それらの抽出データを利用し、重複受診や頻回受診等の把握に努め適正化を図っていく。
- ・ 電子レセプトについても、保険年金課で実施されている同内容の点検（専門の点検員を雇用し、レセプトを点検）を、今年度に引き続き来年度も実施していく。
- ・ 点検員業務による業者契約についても、見直しを図り保険年金課と合同で

契約を結ぶことにより、契約手数料の削減に繋げた。

- ・ 指導等については、平成 24 年度より「健康管理支援事業」として、看護師・保健師・薬剤師等の有資格者の非常勤職員「健康管理支援員」を雇用し、指導等に当たってもらう方向で検討している。

○本部承認

○閉会